

羽曳野市介護保険 受領委任払更新登録手続きについて

羽曳野市 高齢福祉介護課

■ 目次

介護保険受領委任 払登録更新について

更新登録時の必要書類

P3～P5

登録決定の流れ

P6

登録完了時の周知方法・登録期間

P7

受領委任払い登録内容変更の届出
について

P8・P9

更新登録提出期限

P10

チェックリスト

P11

■ 申請書類(更新登録)

1. 更新申請書(様式第4号)
2. 役員名簿(様式第2号)
3. 誓約書(様式第2号の2)
4. 委任状

└事業所の支店等が請求及び受領、その他これに関する事務手続きをする場合
請求、受領、申請のみを委任事項とする場合は内容に適したものを提出すること
委任内容により、受領委任払申請書提出の際、別途委任状の提出が必要となる
場合があります

※更新や変更の届出を行う際、上記書類の不足が判明すれば、後日提出をお願い
する場合があります

1. 更新申請書(様式第4号)

事業者の所在地・名称等を記入し、社印・代表者印を必ず押印してください

2. 役員名簿(様式第2号)

羽曳野市には羽曳野市暴力団排除条例があり、受領委任払取扱事業者登録をする際に事業者の代表者、役員、従業員などに暴力団員、暴力団密接関係者に該当する者がいないことを審査するために必要となります

法人の場合...履歴事項全部証明に記載の役員の方をすべて記入してください

個人の場合...代表者のみを記載してください

3. 誓約書(様式第2号の2)について

事業者の所在地・名称等を記入し、社印・代表者印を必ず押印してください

4. 委任状について

事業所の支店等が請求及び受領、その他これに関する事務手続きをする場合は提出が必要です

※請求のみ、受領のみ、申請のみを委任事項とする場合は内容に適した委任状が必要です

委任の内容により、受領委任払申請提出の際、別途委任状の提出をお願いする場合があります

羽曳野市が登録を決定した時は登録通知書を送付します

羽曳野市が申請内容を審査し、登録することが決定した時は受領委任払い取扱事業者登録通知書により登録事業者に通知します



登録完了

受領委任払登録者の名簿が作成されます

(窓口で配架、および市Webサイトへ掲載します)

受領委任払いの申請手続きで施工、販売することができます

■登録にあたって

【利用者への広報について】

受領委任払取扱事業者として登録された事業所に関しては一覧表を作成し、市Webサイトへの掲載、被保険者等が希望する場合は高齢福祉介護課の窓口で配布します

【受領委任払登録更新・変更について】

登録の有効期間は2026年10月から2028年9月末日までとなります

2028年10月以降も継続して受領委任払制度を利用する場合には、事前説明を受けていただいた上、改めて更新手続きの必要書類の提出が必要です
事前説明の方法については、更新時期が近づきましたら案内させていただきます

■受領委任登録内容変更について

【登録内容の変更】

2026年10月の受領委任登録以降に(事業所の所在地、代表者、登録口座等)変更となっている事柄がある場合は、更新登録前に受領委任払い登録内容の変更届(様式8号)の提出が必要です

※履歴事項全部証明書(発行から3カ月以内のものに限る)の提出が必要となる場合があります

変更後届出をされている場合、改めて提出の必要はありません

■受領委任登録内容変更について

【登録事業者の廃止・休止・再開について】

廃止・休止・再開をする前にはそれぞれ廃止前・休止前・再開前に届出(様式9号)が必要です

**各種変更書類は羽曳野市高齢福祉介護課に用意していますのでお問合せください
(市Webサイトには掲載していません)**

【提出期限】

○更新登録書類提出期限

2026年(令和8年)8月25日(火) 午後5時まで(郵送の場合必着)

〒583－8585

大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号

羽曳野市役所 高齢福祉介護課

072－958－1111(代表) 内線:1399・1371・1370

072－947－3820 (TEL／直通)

072－950－2536 (FAX／直通)

※万が一提出期限に間に合わない場合はご相談ください

チェックリスト

更新登録申請書(様式第4号)★	☐
役員名簿(様式第2号)★	☐
誓約書(様式第2号の2)★	☐
委任状 ※事業所の支店等が請求及び受領、その他これに関する事務手続きをする場合	☐

★: 受領委任登録を希望する内容(住宅改修・特定福祉用具販売)に対し
それぞれ提出が必要です